

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 玄海町役場

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	92.9%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.3%
全職員	93.4%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長級	92.1%
係長級	97.5%
主査級	97.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	94.5%
26～30年	77.4%
21～25年	91.1%
16～20年	91.9%
11～15年	94.6%
6～10年	86.8%
1～5年	87.3%

※2.(1)「勤続年数 36年以上」の男女の給与の差異については、当該男性職員がいないため算出しない。

【説明欄】

1. 全職員に係る情報

任期の定めのない常勤職員について

- 管理職等（課長級以上）の職員に占める女性の割合が男性より低い。
（管理職等（課長級以上）の職員に占める女性の割合（令和6年4月1日現在）：27.3%）
- 扶養手当については、主たる扶養者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当受給者に占める男性の割合は、80.4%である。
- 男性の方が時間外勤務の時間が長い傾向にあり、時間外勤務手当における男性の平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は、34.7%となっている。

任期の定めのない常勤職員以外の職員について

- 任期の定めのない常勤職員以外の職員は、再任用職員・任期付職員・特定任期付職員・会計年度任用職員で構成されているが、特定任期付職員が男性平均給与額を押し上げている。

全職員について

- 男性については、「任期の定めのない常勤職員」の占める割合が77.8%となっている一方で、女性についてはその割合が38.7%となっている。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

役職段階別について

- 課長級の男性のうち、75%が扶養手当受給者であるが、女性に扶養手当受給者がいない。
- 課長級の男性すべてが6級課長であるが、女性のうち33.3%が5級課長である。

勤続年数別について

- 26年以上30年以下の男性については、6級課長が75%、係長が15%であるのに対し、女性については、係長が66.6%、技能労務職が33.4%である。
- 6年以上10年以下については、育児休業により年間途中に無給期間のある女性が2人いるこのほか、男性より勤続年数が少ない。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。